

動物の愛護及び管理に関する法律

令和6年度動物取扱責任者研修会
いわき市保健所生活衛生課
動物愛護係



内容

01 動物愛護管理法

法の体系

法の成り立ち

法の概要

目的

基本原則

動物の所有者又は占有者の責務

02 令和元年度改正動物愛護管理法

概要（全体）

概要（動物取扱業に係る項目）

各項目の説明

03 最近の動向

01 動物愛護管理法

法の体系

法の成り立ち

法の概要

目的

基本原則

動物の所有者又は占有者の責務

動物愛護管理法の体系

01 動物愛護管理法

法律

動物の愛護及び管理に関する法律

政令

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

省令（環境省令）

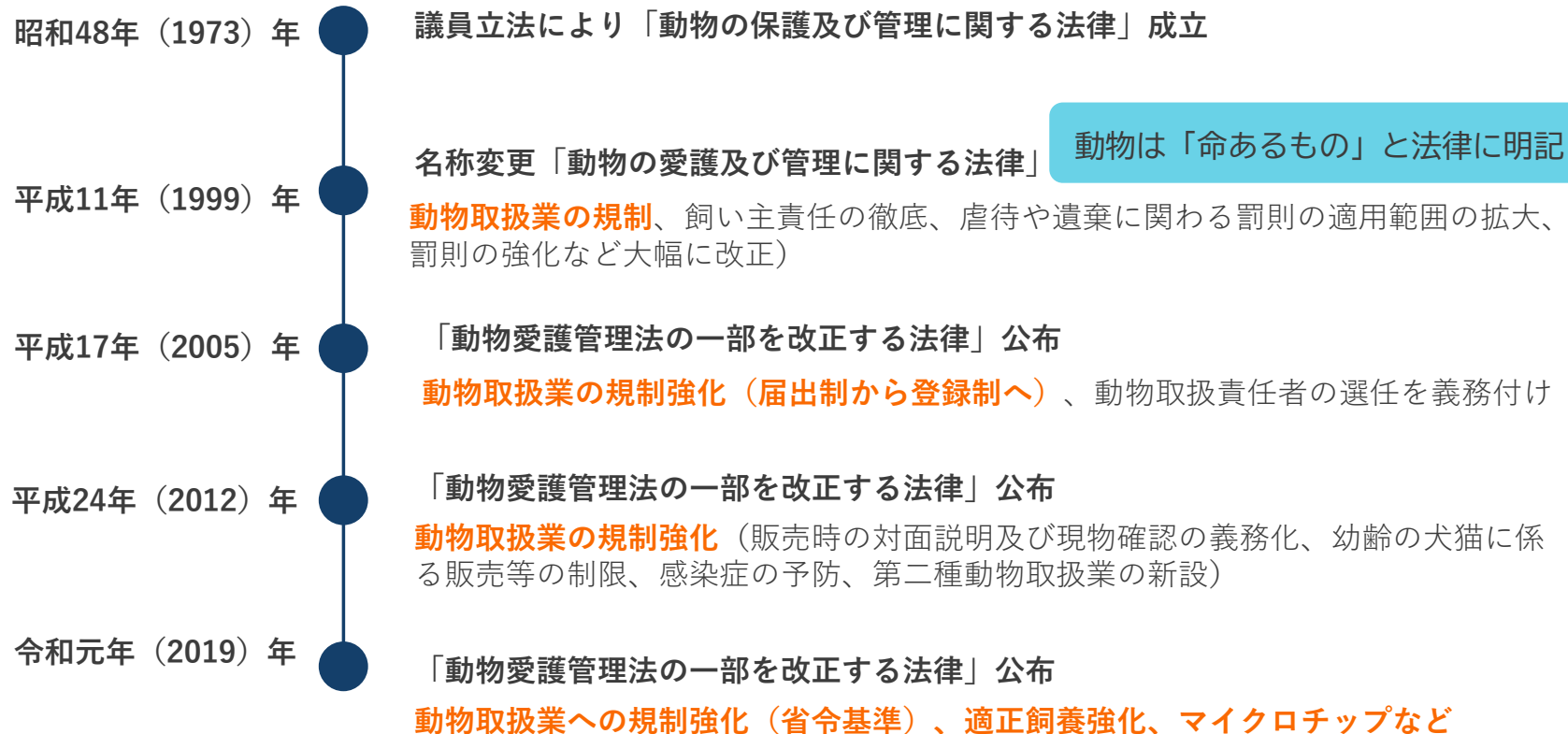
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令

告示（環境省告示）

- ・ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ・ 展示動物の飼養及び保管に関する基準
- ・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- ・ 産業動物の飼養及び保管に関する基準
- ・ 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
- ・ 特定動物の飼養又は保管に関する基準
- ・ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
- ・ 動物の殺処分方法に関する指針
- ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針



- 1 目的
- 2 基本原則
- 3 動物の飼い主及び動物取扱業者の責任
- 4 動物の飼養及び保管等に関するガイドライン
- 5 動物取扱業者の規制
- 6 周辺生活環境の保全等
- 7 特定動物の飼養規制
- 8 犬及び猫の引き取り等
- 9 国や地方公共団体の取り組み
- 10 犬及び猫のマイクロチップ装着と登録
- 11 罰則



第1条（目的）

この法律は、**動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて**国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、**動物の管理に関する事項を定めて**動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて**人と動物の共生する社会の実現**を図ることを目的とする。

法の
目指す
もの

人と動物の共生する社会

動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

動物は民法上「物」ですが、動物愛護管理法に基づき「命ある存在」として守られています。

第2条（基本原則）

動物が**命あるもの**であることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

※民法

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

第二百六条 所有者は、**法令の制限内において**、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第7条（動物の所有者又は占有者の責務等）

動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する**責任を十分に自覚して**、その動物をその**種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管**することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

※民法

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

第二百六条 所有者は、**法令の制限内において**、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

動物の飼い主の責務（第7条）

動物の飼い主（所有者又は占有者）は「命あるもの」である動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し又は保管することにより、動物の健康と安全を保持するように努めなければなりません。これはペットの飼い主だけでなく、ペットショップやブリーダー、展示施設や動物保護シェルターなど、すべての動物の所有者又は占有者も同様です。

第1項 迷惑防止



動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。人に迷惑をかけるないようにすること。

第2項 感染症の予防



動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぐこと。

第3項 逸走防止



動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策をとること。

第4項 終生飼養



動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

第5項 繁殖制限



動物が増えすぎて、適正な飼養ができなくならないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。

第6項 所有明示（身元表示）



飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。



出典

02 令和元年度改正動物愛護管理法

概要（全体）

概要（動物取扱業に係る項目）

各項目の説明

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

令和2年6月1日施行

- 1 第一種動物取扱業の登録拒否自由の追加
- 2 動物の販売場所を事業所に限定
- 3 動物に関する帳簿の備付け等
- 4 動物取扱責任者の選任要件の適正化
- 5 動物取扱業者に対する勧告及び命令
- 6 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等
- 7 特定動物に関する規制の強化
- 8 罰則の強化

令和3年6月1日施行

- 9 遵守基準の具体化
- 10 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

令和4年6月1日施行

- 11 マイクロチップの装着等

1 第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加

法第12条

（登録の拒否）

第12条 都道府県知事は、第10条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第2項の規定による登録の申請に係る同項第4号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、**その登録を拒否しなければならない。**

1 第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加

法第12条

- 第1号 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
- 第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第3号 登録の取消処分があった日から5年を経過しない者
- 第4号 登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から5年を経過しない者
- 第5号の2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 第6号 各関係法令で罰金以上の刑に処され、その執行後5年を経過しない者
- 第7号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 第7号の2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
- 第8号 法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 第9号 個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

※ 罰金以上の刑に処せられた場合、登録拒否又は登録取消等になる法律

- ・ **動物の愛護及び管理に関する法律**
- ・ **化製場等に関する法律** 第10条第2号若しくは第3号
- ・ **外国為替及び外国貿易法** 第69条の7第1項第4号若しくは第5号、第70条第1項第36号若しくは第72条第1項第3号若しくは第5号
- ・ **狂犬病予防法**第27条第1号若しくは第2号
- ・ 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（**種の保存法**）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（**鳥獣保護管理法**）
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（**外来生物法**）

※狂犬病予防法

第27条第1号：第4条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者

第2号：第5条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかった者

何が問題？

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。

規制のポイント

- 放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。（新しい飼いを主探しをする事業者は届出により無償での頒布が可能）
- 販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は
罰金・罰則の対象となります。

Q1

事業敷地内に勝手にアカミミガメが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2

有償での引き取りはできますか？

A

引き取り料をもらって個体を引き取ることは、販売・頒布には当たらず手続きは不要です。事業として行う場合、引き取った後の飼育等については飼養等基準の遵守が必要です。

問合せ先



規制に関する情報や必要な
手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ
環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ
相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル 0570-013-110

IP電話等の場合 06-7739-7899

受付時間 AM9:00～PM5:00
(12/29～1/3は除く)

通話料は発信者の負担となります



手続きを希望する場合は
管轄の地方環境事務所へ

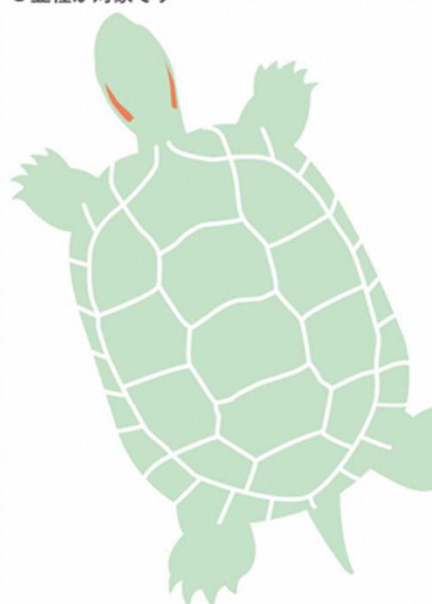
令和5年6月1日から規制スタート

アカミミガメを 扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき 条件付特定外来生物に指定

※特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ)、
キバラガメ、カンバーランドキミミガメの
3亜種が対象です



飼育・販売・購入等に
ご注意ください



販売・頒布・購入を行う方へ

- 生きた個体をペット等として販売・頒布・購入することはできません
- 販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

- 生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用に販売・頒布すること
- 学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

- やむを得ず飼育の継続が困難となった個体を新しい飼主へ頒布すること

参照 規制の詳細はこちら



飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアカミミガメの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら



例

- 販売・流通業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 引き取り飼養を行う事業者
- 防除事業者

飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

以下のポイントを参考に、アカミミガメが自力で逃げないように飼育等してください

● 容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

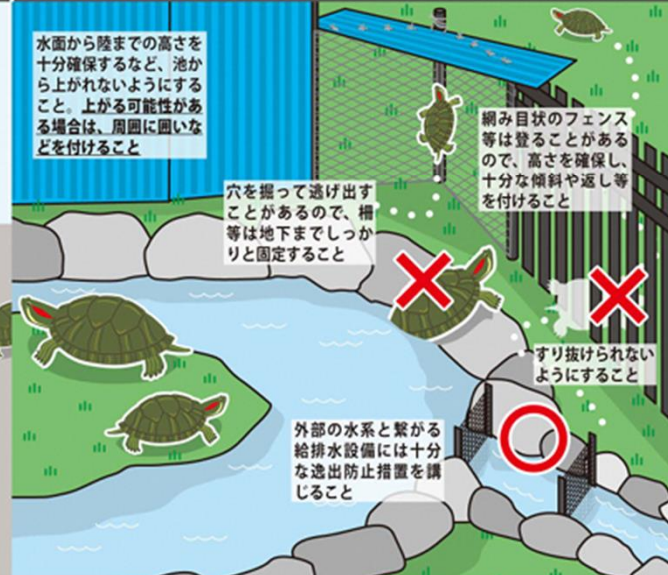
● 施設の内部にアカミミガメが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合



バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること

池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合



何が問題？

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系等へ大きな被害を与えています。また、ザリガニベストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

規制のポイント

- 放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも規制されます。
- 販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※ 頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※ 飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は
罰金・罰則の対象となります。

Q1

事業敷地内に勝手にアメリカザリガニが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2

ザリガニ釣りをさせることはできますか？

A

個体の持ち帰りをさせず、キャッチアンドリリース等する場合は、飼養等基準を遵守していれば許可手続きは必要ありません。個体の持ち帰りをさせることはできません。

問合せ先



規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ
相談ダイヤル 終了時間未定

ナビダイヤル 0570-013-110

IP電話等の場合 06-7739-7899

受付時間 AM9:00 ~ PM5:00
(12/29 ~ 1/3 は除く)

通話料は発信者の負担となります



手続きを希望する場合は
管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アメリカザリガニを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき 条件付特定外来生物^{*}に指定

* 特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物



飼育・販売・購入等にご注意ください



販売・頒布・購入を行う方へ

- 生きた個体をペットあるいは釣り餌等として販売・頒布・購入することはできません
- 販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

- 生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用、飼養生物の餌用に販売・頒布すること（飲食店による購入以外の場合には、購入側も許可を受けている又は届出をしている必要がある。）
- 生業の維持のために商業的繁殖を行って冷凍や加工品の状態で販売・頒布すること（繁殖を行わない場合は、冷凍や加工品の販売・頒布に手続きは不要）
- 学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出ません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

- 生きたアメリカザリガニを飼養生物の餌用として購入し保管すること

参照 規制の詳細はこちら



飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアメリカザリガニの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守する必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら



飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

以下のポイントを参考に、
アメリカザリガニが自力で逃げないよう飼育等してください

● 容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

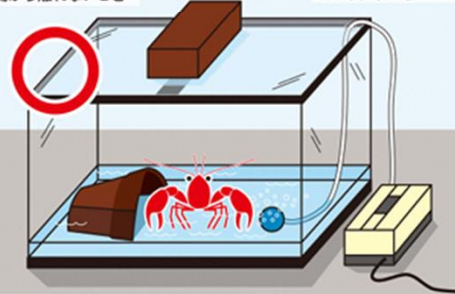
● 施設の内部にアメリカザリガニが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合

フタをすること。もしくは、プラスチック等の滑らかな素材で十分な高さのある容器に入れて、その場から離れないこと

重しを乗せるとより安心

エアチューブを設置する際は、エアチューブ部分にも隙間なくフタをすること



縦目シリコンの水槽はアメリカザリガニが登る可能性がある所以要注意

バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること

池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

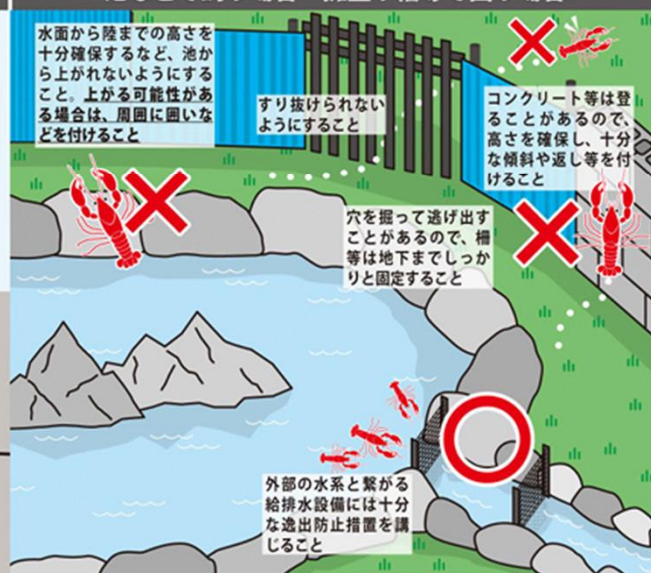
水面から陸までの高さを十分確保するなど、池から上がれないようにすること。上がる可能性がある場合は、周囲に囲いなどを付けること

すり抜けられないようにすること

コンクリート等は登ることがあるので、高さを確保し、十分な傾斜や返し等を付けること

穴を掘って逃げ出すことがあるので、柵等は地下までしっかりと固定すること

外部の水系と繋がる給排水設備には十分な逸出防止措置を講じること



2 動物の販売場所を事業所に限定

法第21条の4

第一種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、あらかじめ自らの事業所において、販売に係る状態を直接見せる（現物確認）とともにその動物の特徴や適切な飼養方法などの18項目を対面により文書などを用いて説明しなくてはなりません。

※空港や個人宅において対面説明を行い販売をする行為は認められません。
インターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止されています。

販売事業所外での対面説明等の禁止

3 動物に関する帳簿の備付け等

法第21条の5
法第24条の4

動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱い（譲受飼養）を業として営む者（動物販売業者等）は、帳簿を備え、所有し、若しくは占有した日、販売若しくは引き渡した日、死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければなりません。

帳簿の備え付け

動物販売業者等は、年度中に所有若しくは占有、販売若しくは引き渡し、死亡した動物ごとの数を都道府県知事に届け出なければなりません。

（毎年4月1日から翌年の3月31日までの各月ごとの合計数を、期間終了後60日以内に提出）

報告の義務

4 動物取扱責任者の選任要件の適正化

法第22条

動物取扱責任者 とは…

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者です。事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業員の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修を動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

次の①～④のいずれかに該当すること

- ① 獣医師免許を取得している
- ② 愛玩動物看護師免許を取得している
- ③ 次の(ア)、(イ)の両方を満たしている
- ④ 次の(ア)、(ウ)の両方を満たしている

(ア)

実務経験：第一種動物取扱業の種別に係る半年間以上の実務経験

（常勤の職員として在職）

または、

飼養経験：動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験

※ 雇用関係が発生しない形（師弟関係やボランティア等）又は常勤でない雇用形態等において動物取扱業者と同等と認められる飼養に従事した経験
単なるペットとしての飼育経験は実務経験と同等とは認められない



(イ) 教育機関の卒業

第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について、1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業している（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む）



(ウ) 資格

公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第1種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ている

5 動物取扱業者に対する勧告及び命令

法第23条

勧告に従わない事業者の公表

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等

法第24条の2

第一種動物取扱業の登録を取り消した後、廃業後2年間勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

7 特定動物に関する規制強化

法第25条の2
法第26条

特定動物の飼養は原則として禁止

環境省令で定める目的は例外

- ・ 動物園その他これに類する施設における展示
- ・ 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- ・ 生業の維持
- ・ 旧法上の特定動物の継続的な愛玩飼養
- ・ 旧法上の特定動物の交雑種の継続的な愛玩飼養
- ・ 都道府県等の越境に伴う旧法上の特定動物及びその交雑種の継続的な愛玩飼養
- ・ 許可を受けていた者が死亡した場合で、死亡した日から60日を経過した後、許可を受けて相続人が行う飼養又は保管
- ・ その他公益上の必要があると認められる目的

※特定動物とは
ニホンザル、タカ、ワシ、マムシ、トラなど、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物。動物愛護管理法に基づき、約650種が選定されている。



特定動物リスト

法改正の概要（動物取扱業に係る項目の抜粋）

02 令和元年度改正動物愛護管理法

8 罰則の強化

法第25条の2
法第26条

主な罰則	
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
無許可で特定動物を飼養保管した者等	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無登録で第一種動物取扱業を営んだ者等	100万円以下の罰金
無届出で第二種動物取扱業を行った者等	30万円以下の罰金
不適正飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

犯罪です。

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

[illegible]

罰則が強化
されました。

動物の遺棄・虐待は

 環境省 警察庁

9 遵守基準の具体化

法第21条

- ① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、
繁殖の用に供することができる動物の選定
その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

いわき市保健所

犬猫の飼養管理基準チェックリスト

1 従業者（職員）の人数
(従業員一人当たりが飼養保管できる犬猫の頭数の上限)

犬

一人当たり **20 頭** が上限
(うち、繁殖犬は 15 頭まで)

猫

一人当たり **30 頭** が上限
(うち、繁殖猫は 25 頭まで)

※親と同居する子犬・子猫や、繁殖引退犬猫は頭数に含まれません。

【犬及び猫を両方取り扱う場合の上限の組み合わせ（一人当たり）】

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
うち繁殖犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
うち繁殖猫	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5

(表の見方)
まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、犬の頭数が「11 頭」の場合は、表の同じ列のうち、猫の頭数は「14 頭」又は「13 頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14 頭」となる。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11 頭」の場合、このうち繁殖犬は「8 頭」が上限頭数となり、これに対応する猫の上限頭数「14 頭」の場合、このうち繁殖猫は「12 頭」が上限頭数となる。

☒ チェックポイント

従業員
の
人数

- ☐ 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- ☐ 職員数が正しいかの確認を行うために必要な書類を作成している。
- ☐ 飼養保管を行える犬猫の頭数、及び繁殖用の頭数を常に正確に把握している。
- ☐ 職員数に対応する犬猫の飼養保管頭数を超えての飼養はしていない。

チェックリストをご活用ください。

10 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

法第22条の5

●本則●

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて**出生後56日を経過しないもの**について、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはなりません。

天然記念物指定犬の特例措置

●原始附則●

（指定犬に係る特例）

2 専ら文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において「指定犬」という。）の繁殖を行う第22条の5に規定する犬猫等販売業者（以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。）が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「56日」とあるのは、「49日」とする。

指定犬：秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

11 マイクロチップの装着等

法第39条の2～26

①犬猫等販売業者の
マイクロチップの装着、
情報登録の義務化

②MCを装着した犬猫を
譲り受けた者については、
変更登録の義務化

犬や猫を購入した際の手続方法

オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。



①書類の準備
マイクロチップの
識別番号及び暗証記号

前の飼い主から犬や
猫と一緒に渡される
登録証明書に記載
されています。



②オンラインで申請

パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイク
ロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに
従い必要事項を記入してください。



③手数料のお支払い

変更登録の手数料：400円（令和6年4月1日から）
お支払い方法：クレジットカード決済、
又はバーコード決済



④登録証明書のダウンロード

画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、
大切に保管してください。

変更登録はこちらから



<https://reg.mc.env.go.jp>



住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。
詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320

E-mail: info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階



購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になりました



環境省
Ministry of the Environment

いのちみつめる。いのち育む。
公益社団法人 日本獣医師会

マイクロチップの装着から登録までの一般的な流れ (ペットショップから購入した場合)

ブリーダー

生まれた子犬や子猫に獣医師がマイクロチップを装着。



データベースにアクセスして所有者として情報登録。



登録完了すると手元に登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



ペットショップ

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



登録完了すると手元に新たな登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



購入した飼い主

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



手元に届いた新たな登録証明書を大切に保管。



動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし

令和元年改正版



環境省
Ministry of the Environment

出典

犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A

ブリーダーやペットショップの方への注意事項

1 申請代行について

報酬を受け取って、代わりに動物愛護管理法第39条の5に基づく登録の申請や第39条の6に基づく変更登録の申請を行うと行政書士法に違反することとなり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

報酬にはシステム管理費や人件費、パック料金等の形で登録手数料の400円以外に上乗せして徴収することも含まれます。行政書士に依頼されるかお客様に登録の申請をしていただくよう、ご案内してください。

2 マイクロチップの装着・情報登録義務に対する違反について

ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業の方が取得した犬又は猫に対して、マイクロチップの装着及び情報登録を怠った場合には、飼養管理基準省令の遵守違反として、都道府県知事等による勧告、命令、登録の取消し等の対象となります。

犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A

ブリーダーやペットショップの方への注意事項

3 販売時の購入者への「変更登録」に関する情報提供について

ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業の方が犬や猫を販売する際には、購入者に対して、名義変更にあたる「変更登録」を受ける法的義務があることを情報提供しなければなりません。

リーフレット等を活用し、購入者が変更登録の申請をするように促してください。

4 販売時の登録証明書の添付について

ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業の方が犬や猫を販売する際には、購入者に対して、販売する犬や猫とともに登録証明書を添付して渡す必要があります。

ダウンロードした登録証明書を印刷して渡しても、電子データとしてメールに添付して渡しても問題ありません。



動物を購入するときにはここをチェック！！

(哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物を入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者から購入するときは、信頼できる業者かどうか十分に確認しましょう。

● 標識や名札(識別票)はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者以外は販売できません。登録を受けた業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

標 識
登録番号

● ケージは十分な広さがあり清潔ですか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、1日1回以上清掃を行わなくてはなりません。

生年月日は
○月○日です。
飼いは...

● 購入する前に対面説明と現物確認はありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、販売者の事業所で動物の状況を直接見せるとともに、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼いか、標準体重・体長など18項目の説明を対面で行わなくてはなりません。

● 犬と猫の展示時間は朝8時から夜8時までですか？

犬と猫の午後8時から午前8時**までの展示や、顧客との接触、引き渡しは禁止されています。

● 幼すぎる動物は売られていますか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、生後56日*に満たない犬と猫の展示・販売は禁止されています。

まとめ

動物愛護管理法における動物取扱業の重要性は、動物の適正な取り扱いやその福祉を確保し、人と動物の共生社会を実現するための基盤を整えることにあります。

業者自身が高い責任感を持ち、法令を遵守することが求められています。

*令和3年5月31日までは49日。また、文化財保護法に基づく指定犬に関する特例あり。

**成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合(猫カフェ等)は、1日の展示開始から終了までの時間が12時間以内であることを条件に午後10時までは規制の対象外となります。